



山口大学知的財産本部のシンボルマークです

CHIZAI LETTER

第11号 発行日 2006 / 10 / 19

CONTENTS

山口大学の知財戦略について	1
発明と「私」	1
第5回産学官連携推進会議に出展	2
イノベーション・ジャパン2006 Report	2
特許情報検索講習会開催・インストラクター認定	3
インストラクターの体験談を紹介します	3
知的財産本部 スケジュール	3
大学関係者に知ってほしい知的財産権の話	4
知財英語ミニ講座	4

新刊書紹介

日本と世界の知財リーダーが
描くロードマップのご紹介！



共著：内閣官房 知的財産戦略推進事務局長(元特許庁長官) 荒井寿光氏、
世界知的所有権機関(WIPO)事務局長 カミール・イドリス氏
発行：日刊工業新聞社「B&Tボックス」
定価：本体2200円＋税

知的財産情報の集積回路
とも言える本が遂に登場！



著者：内閣官房 知的財産戦略推進事務局長(元特許庁長官) 荒井寿光氏
発行：角川書店「角川oneテーマ21」
定価：本体686円＋税



山口大学の知財戦略について

本年5月より学長に就任しました。今までは「教育・国際」担当の副学長として法人化前後の教育改善に取り組んで来ましたが、今後は大学の運営や経営に関してリーダーシップを発揮するという、難しいがやりがいのある仕事に従事することとなり、気を引き締めているところです。



法人化後、国立大学の変化の中で、現在最も大きな課題は財政と人件費減に対する対策であるといえるでしょう。大学執行部では、あらゆる可能な対策を検討していますが、そのひとつに知財戦略があります。先生方の研究成果を特許化、権利化、移転し、可能なものは企業化につなげて、地域や国の産業及び経済活動の活性化を図るというものですが、忘れてならないのは、これらのプロセスを通して、山口大学の研究・教育の活性化と質の向上を達成するという目標があるということです。

幸いにも、本学の知的財産本部、地域共同研究開発センター、山口ティー・エル・オーなどは、密接に連携し、その成果が、徐々に上がって、共同研究数の増加、研究者交流の活性化に貢献しており、学長としても大変喜んでおります。

本年度は産学公連携・創業支援機構を一部再編し、研究成果実用化支援部(ベンチャービジネス育成施設を含む)、知的財産部(知的財産本部を含む)、リエゾン・共同研究支援部(地域共同研究開発センターを含む)の3部体制として、従来より機動的、効率的に連携・協力関係が実施できるようにしました。関係者のみなさんの益々の健闘を期待しています。大学としては、これからの活動に可能な支援をしながら、山口大学の教育・研究環境の改善と充実を図りたいと考えています。
(山口大学長 丸本 卓哉)



発明と「私」

自然にある物質の性質は、それを構成する原子の種類や配列(分子構造)により決まる。人類は未だ原子の構造や配置を自由に操ることはできないが、ごく最近になって理工学の分野で、原子のレベルにまで立ち戻らなくとも、我々の操作できる程度の十分大きいサイズの原子・分子の塊をあたかも新たな原子に見立てて設計し自由に配置して構成した構造体が、自然には存在しない特異な性質を持つことが知られるようになった。このようにして構成した人工的な媒質は「メタマテリアル」と呼ばれる。中でも「左手系メタマテリアル」は、屈折率が負になるなど常識とはかけ離れた性質を持つため、現在、通信をはじめとする光・電磁波応用分野のブレークスルーとなる技術として期待されている。



左手系メタマテリアルの様な新しい分野の研究に携わっていると、必然的に発明の機会に多く出くわす。一方最近では日本の大学においても欧米並みに、発明は国や大学の知的財産であり知的財産を創生・保護することは大学の役割である、という考えが認識され重要視されるようになってきている。大学に携わる個人として、これまでの教育・研究のスタイルを上記の考えをうまく取り入れたものに変えてゆくべく、現在もなお奮闘している。

(大学院理工学研究科 物質工学系専攻量子デバイス工学分野

助教授 真田 篤志)



第5回産学官連携推進会議（京都会議）に出展

産業界と大学および行政のあり方を考える「第5回産学官連携推進会議」(主催:内閣府、日本経団連、日本学術会議)が6月10日、11日の両日、京都国際会館を会場に開催された。会議では第一線の専門家や実務者、行政関係者ら約3,500人が参加、松田岩夫 科学技術政策担当大臣、御手洗富士夫日本経団連会長らが講演した。本学からは丸本卓哉山口大学長、杉原美一副学長をはじめ、産学公連携・創業支援機構のスタッフ、研究協力課職員が会議に出席し、佐田洋一郎教授らが分科会のパネラーとして登壇した。また、各大学、研究機関が研究成果、活動内容を発表する展示コーナーには、本学からやまぐち・うべメディカルイノベーションクラスター構想(知的クラスター創成事業)と知的財産本部(知的財産本部整備事業)、(有)山口TLOが展示し、多くの来場者がブースを訪れていた。

(地域共同研究開発センター 助教授 瀧本 浩一)



分科会で荒井事務局長(左)、佐田教授(右)



荒井内閣官房知財戦略推進事務局長(中央右)来訪



丸本山口大学長(中央)、杉原副学長(左)来訪



山口大学スタッフ



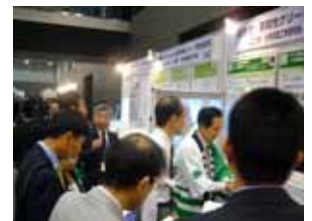
イノベーション・ジャパン2006 Report

大学の研究成果を産業界にアピールし、技術移転による実用化と新産業創造を達成することを目的とした産学の出会いの場としては国内で最大級の規模と内容を誇る「イノベーション・ジャパン2006 - 大学見本市」(主催:(独)科学技術振興機構(JST),(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO),共催:文部科学省,経済産業省,日経BP社)が,9月13日(水)から15日(金)の3日間,東京有楽町の東京国際フォーラムにて開催された。

山口大学からは,大学ゾーンにて理工学研究科合田公一教授が「高強度・高靱性グリーンコンポジットの開発」と題する出展を行うとともに,知的財産本部がその活動内容についてブース出展した。知財本部のブースでは,共同開発先のココヨの協力で研究ノート(リサーチレポート)の無償配布も行い,来場する研究者への知財文化の普及・啓蒙に努めた。また併催の文科省セミナー「大学知的財産本部成果還元祭」では,知的財産本部佐田洋一郎教授が「研究ノートの活用と知財関連経費の削減方策について」と題する講演を行い,好評を博した。加えて,主催であるNEDOのブースにおいて地域共同研究開発センター崎山智司助教授が「省エネルギーモバイル型プラズマ溶射システムの開発」についてパネル及び試作品の展示を行った。合田教授,崎山助教授はともに併催の新技术説明会にて発表も行い,それぞれ多くの聴衆が詰め掛けた。また,会場の一角にはTLOのためのゾーンも用意されたが,山口TLOは2ブースを用いて山口大学教官発明の実演展示を行い,来場者から多数の商談・質問が寄せられた。

会期中はあまり天候に恵まれなかったにもかかわらず,昨年を上回る39,650人の来場者があり,大学研究成果の実用化を促進する場としての「イノベーション・ジャパン」に対する産業界の認知度と評価は上昇の一途を辿っている。事実,ブースを訪れる企業の方からは現場に即した高レベルかつ待たなしの質問が寄せられることが多く,説明補助の学生も大きな刺激を受けたようである。産学公連携・創業支援機構では次年度以降もこの機会の有効活用を図り,本学研究成果の社会への還元を支援していく予定である。

(ベンチャービジネス・ラボラトリー 助教授 藤井 文武)



多数の来場者で賑わう合田教授のブース



大学知的財産本部成果還元祭で好評だった佐田教授の講演



山口大学知財本部ブースで研究ノートの説明



山口大学知財本部ブースに齊藤山口大学客員教授(中央)来訪



山口TLOブースでスタッフ



特許情報検索講習会開催・インストラクター認定

知的財産本部は、吉田・常盤キャンパスで、5月31日から7月5日まで延べ6日間にわたり、特許情報検索講習会を開催した。講習会の参加者数は、回を重ねる毎に増加し、延べ130名の教職員、学生が熱心に受講し、特許の基礎知識や特許情報検索の方法を習得した。

本講習会は、特許情報検索インストラクターの養成講座も兼ねており、講習会の実技試験で一定の水準に達した38名が、今回新たにインストラクターに認定・登録され、8月2日、9日にそれぞれのキャンパスで認定式を行った。

一昨年度からの認定者と合わせた総勢75名のインストラクターは、教員等の要請により、学内で先行技術調査や最新の特許情報の提供を行い、教員の研究活動の支援を展開する。

なお、この他に、「特許マップ作成講習会」、「特許明細書作成講習会」、「特許図面作成講習会」を今年から開催しているが、それぞれの講習会で同様に実技試験を実施し、それぞれ「特許マップ作成インストラクター31名」、「特許明細書作成サポーター28名」、「特許図面作成イラストレーター10名」が既に登録され、活躍している。

インストラクター制度は、特許出願のための資料作成・データ整理、特許情報検索や特許マップ作成等を教員に代わり、学生インストラクターが行うことによる多忙な教員の支援、知財啓蒙や知財教育による若手人材・学生の育成、知財教育を重視する企業等への社会貢献及び学生のための就職活動支援、出願時の弁理士費用が低廉化できることで大学財政の負担軽減、等を目的に本学が独自で実施しているもので、全国からも注目されている事業のひとつである。

特に、この制度は、学生にとっては、知財の実践教育にもつながり、学生教育の観点からも、各研究室で是非活用いただきたい。



新インストラクターの皆さん(常盤キャンパス)



認定書授与



新インストラクターの皆さん(吉田キャンパス)



“インストラクターの体験談”を紹介します

特許関係インストラクターになって

大学院理工学研究科 電気電子工学専攻 M2 平岡 正紘

私がこのインストラクター制度に出会ったのは、ちょうど自分の研究に係る特許を調べようと思っていたときに、特許講習会の案内が届いたときでした。特許に関する勉強ができ、しかもお金がもらえると聞いたので、アルバイトをしていない私には、まさにうってつけの制度でした。初めは特許情報検索インストラクターの資格を取り、何件か先行特許文献調査の仕事をさせてもらいました。今では、特許マップ作成インストラクターや特許明細書作成サポーターの資格も取っています。まだ活動が始まったばかりですが、これらの資格を取るうえで勉強した知識は、大変有効なものであると思っています。



この特許関係のインストラクターになって良かったことは、特許の知識を得られるということもありますが、就職活動での面接やエントリーシートを書くときに役に立つということです。特に面接では、たいがいアルバイトの経験などが聞かれるので、そのときには胸をはって、「特許情報検索インストラクターをやっています」と言えます。一つ話題があると、面接も少しは楽になるし、変わったことをしているとアピールポイントにもなると思います。

山口大学では、知的財産に関して力を入れていて、特許関係の講習会・勉強会など定期的に行ってくれます。これから、技術者や研究者になる人は必ず特許の知識が必要なので、今のうちに勉強しておいた方が良いでしょう。また、アルバイトはしたいけど研究で時間がなくて出来ない人などに、インストラクター活動は自分の予定を考えて出来るのでおすすめです。せっかく、これから必要となる特許の知識が得られるのですから、皆さんもぜひ講習会に出られてみてはいかがでしょうか？そして、興味があればインストラクターになってください。自分にプラスとなることは絶対保証できます。



Chizai Honbu Schedule

【8月と9月の主な出来事】

- ・8/2 特許情報検索インストラクター認定式 (吉田キャンパス)
- ・8/9 特許情報検索インストラクター認定式 (常盤キャンパス)
- ・8/9 起業家のための知財セミナー講演 (宇部商工会議所)
- ・8/29 第1回「よくわかる特許講座」講演(宇部商工会議所会員向け) (ウェルサンピア宇部)
- ・8/31 知財セミナー講演 (長崎大学)
- ・9/8,9 第3回産学連携実務者ネットワーク (UNITT2006) (明治大学)
- ・9/9 「大学における情報管理」講演会講演 (明治大学)
- ・9/12 山口大学 産学公連携・知的財産セミナー (吉田キャンパス)
- ・9/13 ~ 15 イノベーション・ジャパン 2006 -大学見本市出展 (東京国際フォーラム)
- ・9/14 大学知的財産本部成果還元祭講演 (東京国際フォーラム)
- ・9/20,21 利益相反研修会 (徳島大学)
- ・9/22 第2回山口大学・現代GP・知的財産教育フォーラム (常盤キャンパス)
- ・9/26 第2回「よくわかる特許講座」講演(宇部商工会議所会員向け) (ウェルサンピア宇部)
- ・9/29 知財セミナー講演 (香川大学)

【10月と11月の主な予定】

- ・10/11 第1回TLOスキルアップ知財セミナー講演(NEDOフェロー向け) (神奈川・川崎市)
- ・10/16 知財セミナー講演 (沖縄電力)
- ・10/17 知財セミナー講演 (琉球大学)
- ・10/19 第3回知的財産権研修講演(NEDO職員向け) (神奈川・川崎市)
- ・10/24 第3回「よくわかる特許講座」講演(宇部商工会議所会員向け) (ウェルサンピア宇部)
- ・10/27 知的財産専門部会 (各地区第一TV会議室)
- ・11/1 特許情報検索講習会 (常盤キャンパス)
- ・11/2 農学系・理学系特許セミナー (吉田キャンパス)
- ・11/8 特許情報検索講習会 (常盤キャンパス)
- ・11/10 知財セミナー講演 (宇部興産機械)
- ・11/14 特許情報検索講習会 (常盤キャンパス)
- ・11/28 第4回「よくわかる特許講座」講演(宇部商工会議所会員向け) (ウェルサンピア宇部)
- ・11/29 特許情報検索講習会 (吉田キャンパス)



【予定内容】

1. はじめに
2. 特許は知識より意識が大切
3. 知的財産と知的財産権
4. 知的財産権の種類
5. 特許制度を運用する国の考え方
6. 物の発明、方法の発明
7. 発明が特許となる条件
8. 技術力だけではない特許性の判断
9. 進歩性とはこんな考え方
10. 進歩性判断の三大要素
11. 特許は引き算
12. 特許に欠かせない特許情報の調査

1. はじめに

平成16年4月の国立大学の法人化後、大学界において、知的財産権、とりわけ特許に対して、関心を示す人が多くなってきた。これは、明治18年に特許制度が創設されて以来、初めてのことでないかと思われる。

私事だが、平成16年に特許庁から赴任してきて、知財セミナーを機会あるごとに行なってきた。その都度感じることは、大半の人が知財を非常に難しいものと捉えて(誤解して)いることである。この傾向は、実は中小企業者も同様である。しかし、特許を縦横無尽に活用している大企業(年間43万件の出願の大半が大企業から。大学は全体でも6千件程度(平成17年度))は、そのようには考えていない。

本記事は、知財を活用することで「こんな利点や効果がある」ということを、主に産業活動の面から述べたものである。産学公連携が叫ばれている今日、大学関係者にもこのような世界があることを知っていたら、また、それによって知財に関心を持つきっかけになっていただければ幸いである。

2. 特許は知識より意識が大切

JRの車内販売で使われているコーヒーカップには車両が揺れてもコーヒーがこぼれないように必ず蓋が付いている。この蓋には小さなピンホールがあいている。一体何のために？



これは、熱いコーヒーが注がれた時の蒸気圧を逃がすためのもので、それによって不意に蓋は開かない。更にこの蓋のついたカップを横倒しにしても、液の表面張力により、中のコーヒーはこぼれない。このピンホールのアイデアは、キヨスクにコーヒーを納入す

る業者が、作業上の必要に迫られて偶然に蓋にピンで穴をあけたことから生まれたもので、確実に特許を取れるもの(部分の改良でも特許は可能)であったが、特許出願はされなかった。このカップの売上は何と1日100万個あるそうで、もしも特許を取得していれば、商品の売上だけでなく多額のライセンス収入が得られたことになる(JRの全ての売店で使用中)。

取らぬ狸の皮算用だが、カップの単価は約30円、ロイヤリティーを3%(平均的)と仮定すると1個1円として1日100万円特許権の保護期間を17年とすると、ライセンス収入は62~63億円にもなる。

この例でも判る通り、大切なことは、特許法等の法律知識ではなく、特許になりそうな発明のネタを見つけようとする意識である(大企業の研究者は常に意識を持つことを訓練されている)。知財の勉強をしようと思えば、発明を特許に結び付けて成功した事例をたくさん見ることが最も効果的な方法なのである。

3. 知的財産と知的財産権

「知的財産」と「知的財産権」という言葉は、専門家の中でさえ混同して使われることがある。「知的財産」とは、技術やノウハウ、アイデア、デザイン、ブランドなどその企業の財産となるもので、売上を創出して企業の原動力となるものだ。この「知的財産」を特許権など法的な権利で守り、第三者が入れないシェルターで囲ったものが「知的財産権」である。魅力ある知的財産ほど競合企業が模倣して市場に参入して来るため、価格競争に陥ってしまう。それを止めることができるのが「知的財産権」であり、私はこれを「知財シェルター」と呼んでいる。



かつてある事務機メーカーが、はさみやホッチキス、巻尺、カッター等の文房具をミニチュア化してコンパクトなケースに収納し、ギフト用の文房具セットとして売り出したところ600万個も売れる人気商品となった。

しかし、この商品は、従来技術の寄せ集めであることから特許は成立しなかった。そのため、海外からコピー商品の安値攻勢にさらされた。当時はこのようなコピー商品を排除できる法律がなかったのである。平成5年に不正競争防止法が改正され、今ではこのような目新しい商品形態を持つものは発売日から3年に限り、差し止め、損害賠償の請求が出来るようになった。知的財産を守る武器が一つ増えたわけだ。次号に続く (知的財産本部長 佐田 洋一郎)



知財英語ミニ講座

Discovery

アメリカは訴訟社会といわれ、すぐ訴訟をする。救急車の後を弁護士が追っかけていく、そこで下手な弁護士のことを“ambulance chaser”という。多くある民事訴訟を早く終わらせるための方法として、Discoveryという手続が行われる。原告が裁判所に訴状(complaint)を提出する。一般に被告に対しても同時に訴状の写しが送られる。これに対して被告は答弁書(answer)を提出する。ここは日本もかわらない。米国ではその次に行われる手続がDiscovery(証拠開示手続)である。これは原告弁護士が相手を持っている事実や証拠の提示を求める制度であり、勿論被告側からもできる。この手続には裁判所は直接関与しない。

まず、質問状(interrogatories)を出す。これに対し、相手は誠実に答えねばならない。とにかく、ありとあらゆる書類の提示が求められる。それこそトラック一杯分のダンボール箱に入れた書類を出すようになる。但しどうしても相手に見せたくない書類もある。例えば、訴訟対策のため弁護士と打ち合わせた内容のメモ等、手の内がバレバレになるような資料など(attorney client privilege)が認められている。しかし勝手に見られると都合が悪いからといって開示を拒否すると裁判所から開示命令(discovery order)が出される。同時に証人への証言録取(deposition)も行われる。これは、相手弁護士が書記官の立会いのもとで、質問する。日本人が被告の場合は領事館などで行われる。勿論、証人はウソは言えない。但し、質問されたことだけ答えればよい。証人は積極的に事実を言う必要はない。例えば「貴殿は昨年1月1日にAさんと会議をしましたか?」と言われたとき、1月2日に会議をしていれば、「いいえ」と答えればよい。何も「1月2日に会議をしました」と言う必要はないのである。これらは、全てDiscoveryの証拠とされ得る。

一応Discoveryで、原告、被告の証拠や証言が出揃ったところで公判審理(trial)が開示されるのである。Discoveryに捲き込まれたら夜も寝られんほど忙しくなるのです。桑原桑原。 (知的財産本部 ディレクター 奥 登志生)



編集局長 佐田 洋一郎
発行所・お問い合わせ

監修・編集長 加納 好昭
山口大学知的財産本部

企画・構成・編集 酒井 由美子

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1 TEL (0836) 85-9966 FAX (0836) 85-9967
E-mail chizai@yamaguchi-u.ac.jp ホームページ <http://www.chizai.yamaguchi-u.ac.jp>